

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (H25より継続)
- (3) 今回の公表から、全職種単価の単純平均の伸び率に加えて、**労務費の積算への影響の推移を測るのに適する加重平均** (※都道府県別・職種別の単価を標本数により重み付けした平均) の伸び率も掲載

全職種平均

	全職種加重平均 ^{注1)}		全職種単価の 単純平均の伸び率	全職種単価の 加重平均の伸び率 (A←B)
	新単価(A)	旧単価(B)		
全 国	19,392円	18,632円	+3.3%	+4.1%
被災三県 ^{注2)}	21,105円	20,384円	+3.6%	+3.5%

注1) 加重平均は、平成25年度標本数をもとにラスパイレ方式で算出

注2) 被災三県における単価の引き上げ措置 (継続)

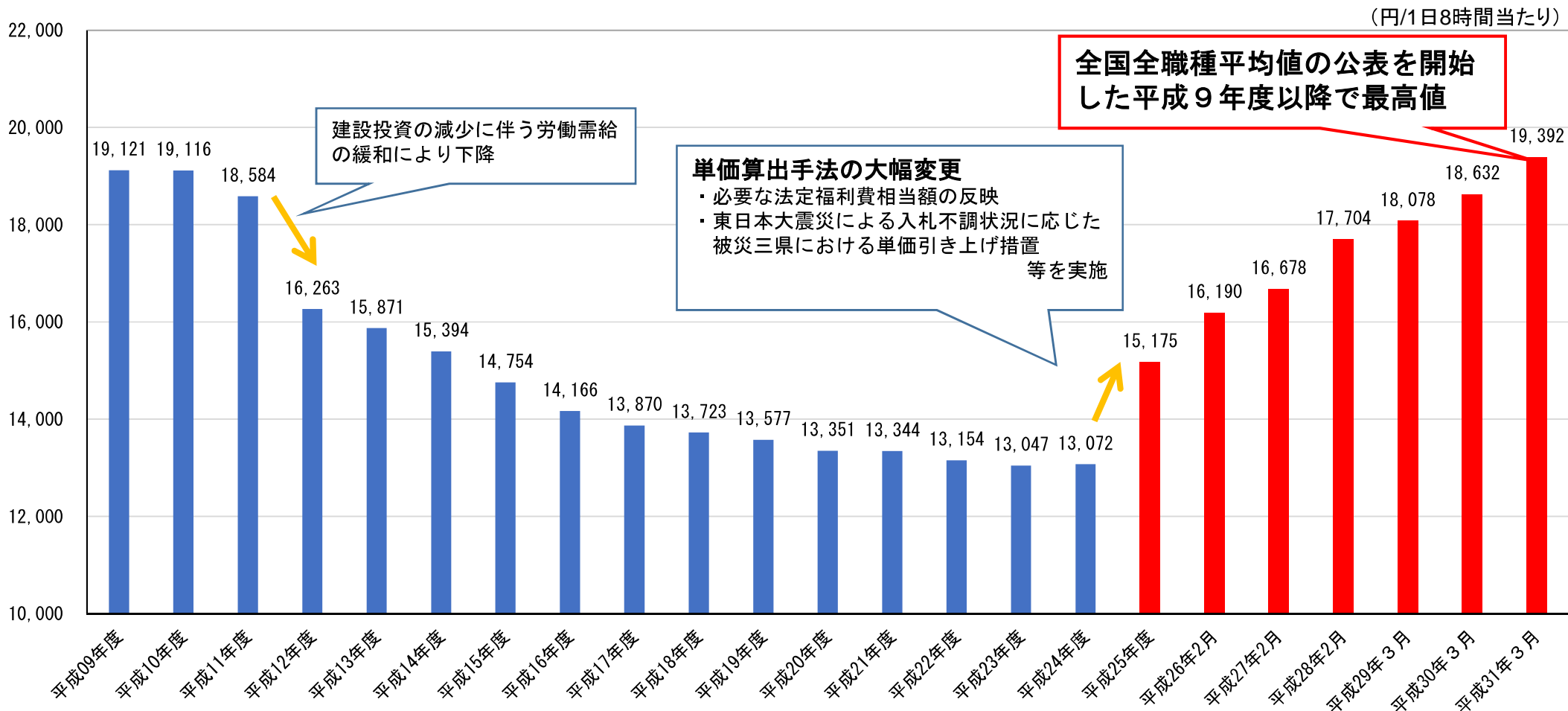
⇒全国全職種平均値の公表を開始した**平成9年度以降で最高値**

参考：近年の公共工事設計労務単価の平均伸び率の推移

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H24比
全 国：	単純平均	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	+48.0%
	加重平均	+16.1%	→ +6.7%	→ +3.0%	→ +6.1%	→ +2.1%	→ +3.1%	→ +4.1%	+48.3%
被災三県：	単純平均	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3%	→ +1.9%	→ +3.6%	+64.0%
	加重平均	+25.5%	→ +7.1%	→ +3.1%	→ +6.8%	→ +1.8%	→ +2.9%	→ +3.5%	+60.4%

○7年連続で引き上げにより、全国全職種平均値の公表を開始した平成9年度以降で最高値

公共工事設計労務単価 全国全職種加重平均値の推移



注1) 金額、伸率とも加重平均値にて表示。加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイレース式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

●新しい労務単価では、交通誘導員の上昇が顕著

●人数(標本数)が多い職種である交通誘導員、作業員、運転手の単価上昇が、全体の加重平均値を底上げ

標本数が多い上位20職種を 前年比伸び率順に掲載		H31.3単価(円) (加重平均)	対H30.3 単価比	(参考) 有効求人倍率
1	交通誘導警備員B	11,998	7.0%	保安 8.32
2	交通誘導警備員A	13,682	6.8%	保安 8.32
3	トンネル特殊工	33,194	4.9%	土木 5.06
4	配管工	20,274	4.2%	建設 4.96
5	普通作業員	18,486	4.2%	土木 5.06 建設 4.96
6	特殊作業員	21,684	4.1%	土木 5.06 建設 4.96
7	運転手(一般)	19,101	4.1%	自動車運転 3.01
8	軽作業員	14,351	4.1%	土木 5.06 建設 4.96
9	電工	20,706	4.0%	電気工事 3.20
10	運転手(特殊)	22,180	4.0%	定置・建設機械運転 1.89
11	塗装工	23,541	3.3%	生産関連・生産類似1.20
12	鉄筋工	24,189	3.3%	建設躯体工事 11.08
13	トンネル作業員	24,383	3.2%	土木 5.06
14	型わく工	24,341	3.1%	建設躯体工事 11.08
15	溶接工	26,028	3.1%	金属材料製造、金属加工、 金属溶接・溶断 3.09
16	橋りょう特殊工	29,034	3.0%	土木 5.06
17	法面工	24,855	3.0%	土木 5.06
18	とび工	24,332	3.0%	建設躯体工事 11.08
19	普通船員	21,356	2.3%	建設 4.96
20	土木一般世話役	22,925	2.1%	土木 5.06

※赤字は平均を上回る職種

(参考)建設業の主な職業の有効求人倍率

	有効求人倍率 (H30.10)
建設・採掘の職業	5.05
建設躯体工事の職業	11.08
建設の職業	4.96
電気工事の職業	3.20
土木の職業	5.06
定置・建設機械運転の職業	1.89
自動車運転の職業	3.01
保安の職業	8.32
職業計(全産業)	1.49

職業安定業務統計(厚生労働省)

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として労務単価を設定
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)は含まれていない。
- 事業主が下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から必要経費を値引くことは不当行為

※下記は加重平均値を用いたイメージ図

新単価の加重平均 19,392円(100%)

